

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月24日
【事業年度】	第16期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	アライドアーキテツ株式会社
【英訳名】	Allied Architects, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 中村 壮秀
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
【電話番号】	03 - 6408 - 2791
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 大野 聡子
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
【電話番号】	03 - 6408 - 2791
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 大野 聡子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	6,004,576	5,606,774	4,088,683	4,087,447	4,192,590
経常利益又は経常損失 (千円)	273,978	150,449	251,159	192,723	231,488
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	236,339	1,575	369,488	281,476	173,286
包括利益 (千円)	242,655	9,216	429,406	190,251	225,610
純資産額 (千円)	1,348,320	1,797,031	1,387,860	1,201,348	1,775,973
総資産額 (千円)	3,315,123	3,300,154	3,039,617	2,611,219	3,199,344
1株当たり純資産額 (円)	102.14	129.06	98.41	84.73	123.31
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	18.12	0.12	26.42	20.08	12.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	15.24	-	-	-	12.34
自己資本比率 (%)	40.7	54.3	45.4	45.5	54.2
自己資本利益率 (%)	19.3	-	-	-	11.9
株価収益率 (倍)	41.65	-	-	-	45.75
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	446,312	168,662	362,030	51,692	195,767
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	389,380	483,292	2,739	240,483	174,869
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,005,075	208,277	485,700	412,010	146,817
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,702,858	1,244,257	1,360,600	656,346	1,170,897
従業員数 (人)	169	216	220	224	194

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第13期、第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第13期、第14期及び第15期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第13期、第14期及び第15期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第15期の期首から適用しており、第14期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	2,859,409	3,053,839	3,334,657	3,501,440	3,525,316
経常利益 (千円)	256,610	119,706	290,602	150,526	348,380
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	218,972	262,536	83,281	92,012	215,781
資本金 (千円)	612,034	823,322	831,303	831,987	840,830
発行済株式総数 (株)	4,407,000	13,909,500	14,033,100	14,042,700	14,091,900
純資産額 (千円)	1,542,971	2,241,073	2,107,980	2,281,867	2,082,013
総資産額 (千円)	2,979,533	3,471,743	3,732,375	3,531,127	3,406,990
1株当たり純資産額 (円)	116.89	161.03	150.07	162.39	147.83
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	16.79	19.33	5.96	6.56	15.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	14.10	18.92	-	6.55	-
自己資本比率 (%)	51.8	64.4	56.3	64.5	61.0
自己資本利益率 (%)	15.3	13.9	-	4.2	-
株価収益率 (倍)	44.96	49.66	-	60.21	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	147	144	134	134	129
株主総利回り (%)	415.4	176.1	73.0	72.5	103.7
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(100.3)	(122.6)	(103.0)	(121.7)	(130.7)
最高株価 (円)	3,595	1,545 (4,950)	1,177	668	590
最低株価 (円)	390	686 (2,222)	313	347	147

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () 並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第14期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4. 第14期及び第16期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第14期及び第16期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。
7. 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第13期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第15期の期首から適用しており、第14期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	概要
2005年 8月	インターネットを利用した各種マーケティングを主たる事業目的とし、東京都渋谷区恵比寿に当社を設立
2006年 2月	ホームページ制作事業「aafactory」サービス開始
2006年 4月	各分野のエキスパートがクチコミポータルを作成する「edita」サービス開始
2006年 5月	本社を東京都渋谷区広尾へ移転
2007年 3月	ブロガーがブログで参加するコミュニティ「エディタ・コミュニティ」サービス開始
2008年 5月	企業ファンサイトモール「モニタープラザ」（現・モニブラ ファンブログ）サービス開始
2008年12月	株式会社ドリームインキュベータに対して第三者割当増資を実施
2009年 4月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
2010年 9月	株式会社ドリームインキュベータに対して第三者割当増資を実施
2011年 5月	「モニブラファンアプリ for Facebook」サービス開始
2011年10月	「モニブラファンアプリ for mixi」サービス開始
2011年11月	「モニブラ for Facebook」がFacebookのモバイルプラットフォームに対応
2012年 8月	株式会社アイスタイルに対して第三者割当増資を実施
2012年10月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の付与認定を取得
2012年10月	スマートフォン向け020支援サービス「モニブラ F I N D !」提供開始
2012年11月	「モニブラ for Twitter」サービス開始
2012年11月	台湾版「モニブラ for Facebook」サービス開始
2013年11月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2014年 3月	Allied Asia Pacific Pte. Ltd.（現・連結子会社）をシンガポールに設立
2014年 9月	「BRANDCo（ブランコ）」サービス開始
2014年10月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得
2015年 6月	Allied Asia Pacific Pte. Ltd. がReFUEL4 Pte. Ltd. に商号変更
2016年 4月	「微博（Weibo）」公式の中国向け広告コンテンツ拡散支援サービス「WEIQ（ウェイキュー）」の日本における独占販売契約を締結
2016年 6月	UGCを活用したSNS広告運用支援サービス「Letro（レトロ）」の提供開始
2016年 8月	株式会社FLASHPARK（現・持分法適用関連会社）の株式を取得
2016年 9月	Vstar Japan株式会社（現・持分法適用関連会社）を設立
2017年 5月	ドイツ銀行ロンドン支店に対して第三者割当による新株予約権を発行
2018年 7月	ReFUEL4 Pte. Ltd. がCreadits Pte. Ltd. に商号変更
2018年 8月	Delivery Vietnam Co., Ltd.（現・Allied Tech Camp Co., Ltd.、非連結子会社）の株式を取得
2018年 9月	AiCON TOKYO株式会社（現・連結子会社）を設立
2019年 5月	野村ホールディングス株式会社、佐藤尚之氏及び当社との合弁により株式会社ファンベースカンパニー（現・持分法適用関連会社）を設立
2020年 3月	連結子会社Creadits Pte. Ltd.が、DNX VenturesおよびSumitomo Corporation Equity Asia Limitedから第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」）により資金調達
2020年 3月	Vstar Japan株式会社の株式を追加取得したことにより連結子会社化
2020年 5月	動画制作支援サービス「LetroStudio（レトロスタジオ）」の提供開始

3【事業の内容】

新型コロナウイルス禍により大きく事業環境が変化中、日本のみならず世界全体としてDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の波が押し寄せ、本格的なデジタル・ソーシャル時代が到来しようとしています。また当社グループが事業を展開するマーケティング領域におきましてもDXの流れは一気に加速しております。

このような背景のもと、当社グループでは、企業のマーケティングDXへの対応を支援するため、自社開発のマーケティングSaaSツールの提供やSNS活用を中心としたソリューション提供といった『顧客企業と人をつなぐ』BtoBビジネスを展開しております（以下「マーケティングDX支援事業」（旧ソーシャルメディアマーケティング支援事業）といたします）。

このような環境の変化に対応する企業を支援するため、当社グループでは当連結会計年度において4つの事業を展開しております。なお、当社グループの事業セグメントは、マーケティングDX支援事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報を記載しておりません。

なお、当社は、『顧客企業と人々をつなぐ』BtoBビジネスを主力とし、さまざまなSaaSツールとデジタル人材によるソリューションを提供しておりますが、マーケティング環境や業界、顧客のニーズ変化を適切に捉えサービス展開を行うにあたり、事業内容をより適切に表現するため、当連結会計年度より事業セグメントと各事業の名称を変更しております。

(1) SaaS事業（旧マーケティング・ソフトウェア事業）

自社開発のマーケティングSaaS（1）を顧客企業に提供することで、顧客企業におけるマーケティング人員の質的・量的な不足を補い、少ない広告予算の中でもより効果的に成果を上げられるための支援を行っております。

具体的には、各種SaaSを顧客企業に提供することで、限られた人員リソースや広告予算の中でもより多くの成果を上げられるための支援を行っております。例えば、生活者によってSNSなどに投稿された写真や動画、口コミなどのコンテンツを収集し、投稿者の許諾のもと、広告クリエイティブや企業/ブランドのオウンドメディア（自社運営サイト）などで使用できるソフトウェアにより、効果的なマーケティングを行うことが可能です。

また、SaaSの提供だけでは賄いきれないマーケティングニーズに対応するため、当社が顧客企業に対して広告制作や運用に係るプランニング、コンサルティング等のソリューションを合わせて提供することにより、顧客企業のマーケティングや販売促進を効果的に支援しております。

当社が提供する主なSaaSは、以下の通りです。

モニブラファンブログ

商品サンプリングにより体験談をSNSやブログに投稿してもらうツール

Letro（レトロ）

Instagramやブログに投稿されたUGC（2）を収集・活用できるツール
echoes（エコーズ）

TwitterやInstagram上でキャンペーンを簡単に開催できるツール

LetroStudio（レトロスタジオ）

豊富なテンプレートと編集機能で簡単に動画を制作できるツール

(2) 海外SaaS事業（旧クリエイティブ・プラットフォーム事業）

海外子会社であるCredits社は、広告制作に特化したクリエイティブ・プラットフォーム「CREADITS®」を通じて、あらゆるデジタル広告フォーマットに合わせた広告クリエイティブの提供を行っております。

顧客企業は、「CREADITS®」上で広告クリエイティブのリクエストを行うことで、契約プランに応じて付与される購入権チケット「CREADITS（クレディッツ）」と引き換えに、世界中の広告クリエイターから質の高い広告クリエイティブを短時間で得ることができます。加えて、クリエイティブのアイデア提案や最適化など、広告クリエイティブの活用に必要なサポートを包括的に受けることが可能です。

また、「CREADITS®」は、顧客企業及び広告クリエイターにそれぞれ以下のメリットを提供するサービスであります。

顧客企業のメリット

デジタル広告を定期的に出稿している企業にとって、メディアの種類や目的に適した広告クリエイティブを活用することは非常に重要である一方で、様々なメディアに即した質の高い広告クリエイティブを多数用意することに多くの企業が課題を抱えております。「CREADITS®」を利用することで、品質の良い広告クリエイティブを比較的安価で素早く入手することが可能であり、広告クリエイティブに関する多くの課題解決に貢献することが可能となります。

広告クリエイターのメリット

広告クリエイターは、「CREADITS®」を通すことで、場所等の労働環境にとらわれずに業務ができるほか、成果に応じた報酬が分配されることから、よりユーザーに支持される広告クリエイティブを多く制作することによって、生産性と収益を最大化させることが可能となります。

(3) ソリューション事業（旧マーケティング・ソリューション事業）

近年、マーケティング市場で「企業に関心・愛着を持つ生活者＝ファン」という概念の認知が進み、企業はこれらをビジネスに活用すべくソーシャルメディアやウェブサイトを駆使してファン作りやファンとの交流に努めています。一方、「ファン」という言葉の持つ意味が多様化し、マーケティング施策も複雑化しているのが実情です。

こうした背景から、当社は、「企業に関心・愛着を持つ生活者」のみならず「企業が発するメッセージに共感し、企業とのコラボレーション（共同作業）を楽しむ生活者」を次世代のファンと独自に再定義し、企業とファンとの最適な関係構築の実現を目指し、ファンをベースとした企業のプロモーションやマーケティング活動の支援を行っております。

具体的には、以下のようなサービスを提供しております。

SNSマーケティング支援

Facebook、Twitter、Instagram、LINEなど国内外の主要なSNSを活用したマーケティング施策を支援しております。具体的には、SNS公式アカウントの開設・運用支援、キャンペーンプロモーション、店舗と連携したセールスプロモーション、SNS広告の運用代行など、SNSの影響力・拡散力を最大限に活用したマーケティング戦略を立案・実行しております。

ファンマーケティング支援

企業／ブランドと、リアルな場やウェブサイト上で接点を持った生活者と最適かつ長期的なつながりを作り出し、「ファン」を拡大するための支援をしております。

(4) 中国進出支援事業（旧クロスボーダー事業）

当社は、主に中国に向けてプロモーションを行いたい企業を対象に、越境EC市場やインバウンド市場に向けたプロモーション支援を行っております。

中国に向けたプロモーションでは、多数のフォロワーを抱えるインフルエンサーを活用したコンテンツの生成・拡散が効果的であり、当社でもこのような施策を支援するサービスを幅広く提供しております。

具体的には、在日中国人の口コミを短期間で収集・活用できる越境プロモーション支援サービス「チャイナタッチ」の提供や、中国で最大規模のSNSである微博（Weibo）の公認サービスであり、微博（Weibo）や微信（WeChat）上のインフルエンサーを活用し、企業の広告コンテンツを拡散することができるプラットフォームサービス「WEIQ」の提供、各種SNSアカウントの運用や広告出稿等を行っております。

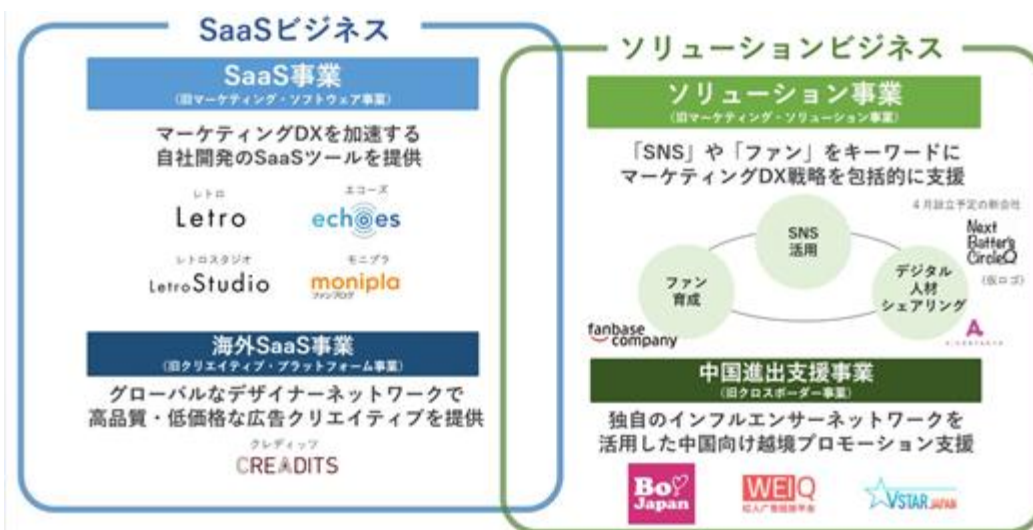
なお、「WEIQ」は、微博（Weibo）のグループ会社であるIMS新媒体商業集団（以下「IMS社」といいます）が運営するプラットフォームサービスであり、当社は、IMS社と日本における「WEIQ」の独占販売契約を締結しております。

1 SaaS（Software as a Service）

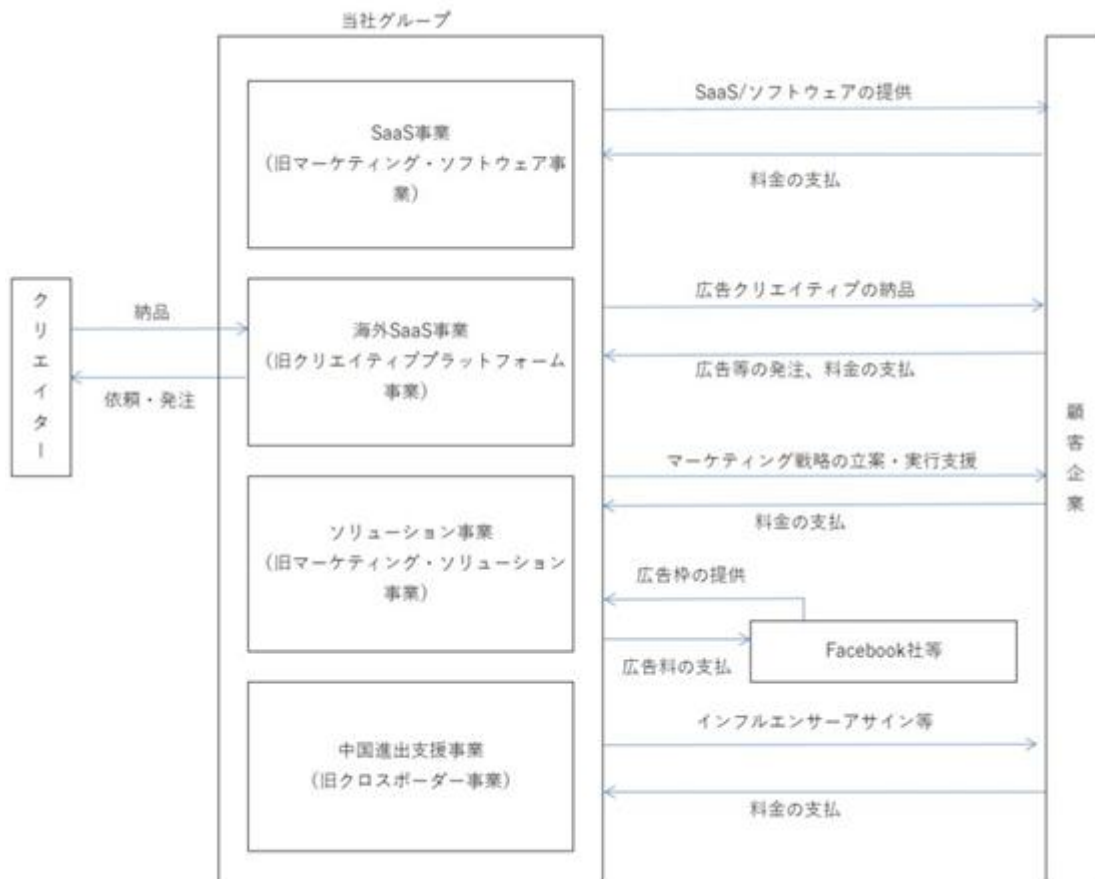
ソフトウェアをユーザー側に導入するのではなく、ベンダ側で稼働し、ソフトウェアの機能をユーザーがネットワーク経由で利用する形態をとるサービスの総称。

2 UGC（User Generated Contents）

企業ではなく、一般ユーザーによって制作・生成されたコンテンツのことを指す。



[事業系統図]



[事業別グループ会社一覧]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%) (注)2	関係内容
(連結子会社) Creadits Pte. Ltd. (注)3、4	シンガポール	3,588千米ドル	海外SaaS事業	83.9	資金の貸付
AiCON TOKYO株式会社	東京都渋谷区	10百万円	ソリューション事業	90.0	広告制作の外注 業務委託 役員の派遣
Vstar Japan株式会社 (注)5	東京都渋谷区	30百万円	中国進出支援事業	51.0	業務委託 役員の派遣
ReFUEL4 Inc. (注)6	米国	1千米ドル	海外SaaS事業	83.9 (83.9)	業務委託
(持分法適用関連会社)					
株式会社ファンベース カンパニー	東京都港区	147,000千円	マーケティング・ソリューション事業	44.9	役員の派遣

(注)1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. 特定子会社に該当しております。

4. Creadits Pte. Ltd. については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。また、同社は債務超過会社であります。

主要な損益情報等	(1) 売上高	575,163千円
	(2) 経常損失	132,323千円
	(3) 当期純損失	136,408千円
	(4) 純資産額	791,422千円
	(5) 総資産額	375,840千円

5. 当社は、持分法適用関連会社であったVstar Japan株式会社の株式を2020年3月31日付で追加取得し、連結子会社としております。

6. 非連結子会社であったReFUEL4 Inc.は、当社グループにおける重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

7. 当社は、持分法適用関連会社であった株式会社FLASHPARK(現 株式会社Cake.jp)の株式を当連結会計年度において一部売却したため、同社を持分法適用関連会社から除外しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
マーケティングDX支援事業	194
合計	194

従業員数が前連結会計年度末に比べ30名減少しておりますが、主として連結子会社であるCredits Pte. Ltd.におけるリストラ及びその子会社の閉鎖に伴うものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
129	31.50	3.30	5,029

事業部門の名称	従業員数(名)
SaaS事業 (旧マーケティング・ソフトウェア事業)	65
ソリューション事業 (旧マーケティング・ソリューション事業)	32
中国進出支援事業 (旧クロスボーダー事業)	21
全社(共通)	11
合計	129

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社は、単一セグメントであるため、事業別の従業員数を記載しております。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、管理部門等の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組織されておきませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「世界中の人と企業をつなぐ」というミッションのもと、「ファン」「ソーシャル」「テクノロジー」「クリエイティビティ」「グローバル」の5つの要素を基礎として、自社開発のマーケティングSaaSツールの提供やSNS活用を中心としたソリューション提供等により、顧客企業のマーケティングを支援する事業を国内・海外で展開し、企業価値・株主価値の向上を目指しております。

(2) 経営環境

現在、日本企業を取り巻く環境は、人口の減少及び市場の超成熟化、政府が推進するデジタルトランスフォーメーション（DX）による本格的なデジタル・ソーシャル時代の到来、インバウンド市場の拡大などを背景に、集客をグローバルに行う時代へと大きく変化しています。かかる変化に対応するため、当社グループが事業を行う企業のマーケティング領域においては、国内市場ではファンとの関係性を強化していくこと、デジタル・ソーシャルを積極的に活用していくこと、加えて国内市場のみならず越境・インバウンドも含めたグローバル市場からも新規顧客を獲得していくことが必要となっており、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。

当社グループは、デジタル・ソーシャル等を活用したマーケティング支援を行っており、当社の売上は顧客企業における広告費予算のうち、インターネット広告費として支出されることが多くなっており、日本におきましては、2020年の日本の広告費全体が新型コロナウイルスの影響により前期比で88.8%とマイナス成長となる中、インターネット広告費は、2兆2,290億円と前期比5.9%増となっております。さらに、インターネット広告費のうち、ソーシャル広告は前期比16.1%増の5,687億円となり、インターネット広告媒体費全体の32.4%を占めるまでに成長しております。また、当社のSaaS事業における売上の一部は、物販系ECプラットフォーム広告費としても分類されますが、2020年の同広告費は前期比24.2%増となる1,321億円となりました。新型コロナウイルスの影響により物販系ECプラットフォーム自体が巣ごもり需要によりECでの購買活動は普及・伸長するなど社会的にも大きな役割を果たし、それに連動してEC内での商品購入を促す目的の広告も増加しております。（1）

当社グループは、このような環境を踏まえ、マーケットのニーズに合わせて各種事業の展開を図る方針であります。具体的には、ソフトウェアの機能追加・改良、自社サービスの認知度向上等に加え、プロフェッショナル人材の獲得に積極的な投資を行い、サービス拡大に努めてまいります。また、基幹事業で得たマーケティングに関連したデータを適切に蓄積し、効果的に活用するサービスを展開し、事業領域の拡大及び事業進化を目指してまいります。更に、国内で蓄積したノウハウや開発技術力を生かし、グローバルへの展開も進めてまいります。

（1）「2020年日本の広告費」（株式会社電通）、「2020年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」（株式会社サイバー・コミュニケーションズ、株式会社D2C、株式会社電通、株式会社電通デジタル）

(3) 目標とする経営指標

当社グループは継続的な事業の発展と企業価値向上のため、売上高、粗利売上（2）及び営業利益とそれぞれの成長率を重要な指標としております。当期におきましては、2021年2月10日に公表いたしました業績予想の数値を目標として設定しております。

（2）粗利売上 = （当社単体：売上高 - 直接原価） + （連結子会社：売上総利益）

	2020年12月期（実績） （百万円）	2021年12月期（予想） （百万円）	前期比
売上高	4,192	4,620	+ 10.2%
【参考値】粗利売上	2,371	2,700	+ 13.8%
営業利益	298	400	+ 33.9%
経常利益	231	340	+ 46.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	173	210	+ 21.2%

(4) 対処すべき課題

収益基盤の強化

グループ全体としての収益基盤を強化するうえで、各事業における対処すべき課題は次の通りと認識しております。

< SaaS事業（旧マーケティング・ソフトウェア事業） >

デジタル・ソーシャル等を活用したマーケティングSaaSについては、新たなサービスや競合他社が次々と現れることから、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のために、SaaSツールの機能強化や開発体制の構築・維持が課題と認識しております。

そのため、当社グループでは、日本、ベトナム等グローバルでの人材獲得及び開発体制を構築し、常に最新の技術を取り入れるとともに、優秀なエンジニアの確保を図ってまいります。

< 海外SaaS事業（旧クリエイティブ・プラットフォーム事業） >

連結子会社であるCreadits Pte. Ltd.において広告クリエイティブの制作を行うプラットフォームを運営しておりますが、高品質かつ低価格なクリエイティブをタイムリーに供給しうる能力の向上が課題と認識しております。

そのため、当社グループでは、顧客ニーズに十分に対応しうるデザイナーネットワークの維持・強化及び3D動画制作ベンダーとの連携強化等を図ってまいります。

< ソリューション事業（旧マーケティング・ソリューション事業） >

顧客企業におけるマーケティング課題に対するソリューションの立案から実行を支援するため、当社グループが持つ企画力及び技術力等を活かしたクオリティの高い人材の採用及び育成が課題であると認識しております。

このため、当社グループでは、マーケティング人材の採用の強化及び教育研修制度の拡充等による人材の育成により、戦略立案・提案力や実行力のあるマーケティング人材の増強を図ってまいります。

< 中国進出支援事業（旧クロスボーダー事業） >

日本企業の中国進出を支援するため、日本人・中国人のインフルエンサーを活用したプロモーションのサービスを提供しており、インフルエンサーネットワークの強化が課題であると認識しております。

このため、当社が独自に展開する在日中国人インフルエンサーネットワーク「BoJapan」の強化や、連結子会社であるVstar Japan株式会社が支援するインフルエンサーの影響向上及び提携人数の増加が課題であると認識しております。

財務基盤の維持

当社グループの財務の方針は、健全な財務基盤を維持しつつ、マーケティングDX支援事業の中長期的な成長のための投資を行うことを基本方針としております。2020年12月末時点において、自己資本比率は54.2%ですが、一方で現金及び預金残高は1,170,897千円、借入金残高は751,567千円となっております。

投資については、営業キャッシュ・フローの範囲内で行うことを目標としておりますが、企業価値を大きく向上させる投資が必要な場合に備え、金融機関との良好な関係の維持等、資金調達環境を整えてまいります。

また、投資有価証券の売却等、資産の効率的な運用に向けた対応を進めるとともに、負債を適正な水準に留め、資本コストを意識した経営を進めてまいります。

内部管理体制の強化について

現在、当社グループは成長期にあり、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため、業務運営の効率化やリスク管理等の内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社グループでは、コーポレート業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、顧客満足度を高め、業務上のリスクを把握して社内教育に努めコンプライアンス体制の強化を図ることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針であります。

これらの課題に対処するため、事業規模や事業の進捗に応じた必要な人材の採用及び配置を適時に行い、着実に組織体制の整備を進めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業に関するリスク

SNSに関するリスク

当社グループでは、デジタル・ソーシャルに強いマーケティング支援を行っており、とりわけFacebook、Instagram、TwitterなどのSNSを活用したマーケティング支援を得意としております。これらのSNSは、自社で運用しているものではないことから、1) 新たなSNSの登場により既存のSNSの影響力が落ちるリスク、2) SNS運営事業者の広告に関する方針変更により、当社グループが提供するサービスが突如として規制対象となるリスク、3) 連携するSNSサービスの不具合により当社サービスが利用できなくなるリスクがあると認識しております。

当社グループは、これらのリスクに対応するため、SNS運営事業者との連携を強化するとともに、特定のSNSに依存し過ぎないサービスの設計等を進めておりますが、これらのリスクが急激に発生・拡大した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

人材の確保及び育成に関するリスク

当社グループでは、SaaSツールの提供とデジタルマーケティング人材によるソリューションの提供を2つの柱として事業を展開しておりますが、事業の展開及び拡大にあたってはSaaSツールの開発人材、営業人材、SNSを利用したマーケティング施策の立案・実行が可能な人材が必要不可欠となります。

当社グループは今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針であります。必要な人材の確保が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システム障害のリスク

当社グループが提供するソフトウェアの不具合、連携するSNSサービスの不具合、サイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な様々な要因によってコンピューター又は当社サービスのシステムがダウンした場合、当社グループの事業活動に支障を生ずる可能性があります。

また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、損害賠償請求が発生する場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 経営環境に関するリスク

インターネット広告市場に関するリスク

当社グループが対象とするインターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネット広告は新聞広告を抜き、テレビに次ぐ広告媒体へと成長しており、今後も当該市場は拡大していくものと推定されます。

しかしながら、企業の広告宣伝活動は景気動向や事業方針の影響を受け易いものであり、また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競争が継続していくと考えられることから、今後においてこれらの状況に変化が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、昨今一部のクチコミサイトでのいわゆるやらせ問題及びステルスマーケティング()問題が表面化しております。当社グループでは、ガイドラインを作成し、適宜サイト内の確認を行う等の対応を図っておりますが、広告主の不安が高まった場合等には、ソーシャルメディアを利用した広告市場の拡大に悪影響を与え、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

()ステルスマーケティングとは、消費者に宣伝と気づかれないように宣伝行為をすること。

グローバル化によるリスク

当社グループが事業展開しているインターネット業界は、日本、米国、欧州及び中国の社会・経済動向に大きく左右されます。さらに、それらの国または地域における、新型コロナウイルス感染拡大の状況及び対応の相違、政治問題・国際問題や経済の浮沈といった様々なリスク要因が常に存在しています。

当社グループでは、日本、シンガポール、東南アジア地域、米国、欧州で事業展開を行っているため、これらの世界のリスク動向を注視し適時対策を講じておりますが、常に十分かつ適時の対策を講じられる保証はなく、またこのような経営環境の変化が予想を超えた場合等において、業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 財務リスク

資金繰りに関するリスク

当社グループは、営業活動から生じるキャッシュ・フローに加え、主として銀行からの借入金により手元資金を確保しております。取引銀行との間では良好な関係を築いておりますが、当社グループの財政状態・経営成績が悪化した場合には機動的な資金調達が困難となり、事業活動に支障が生じるリスクがあります。

かかるリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外の連結子会社に対する貸付金に関するリスク

当社は、海外の連結子会社Credits Pte. Ltd.に対し、外貨建の貸付を行っております。

当該子会社の業績は、足許では順調に推移しておりますが、将来の事業計画が想定どおりに進捗しなかった場合には、貸付金の全額が回収できないリスクがあります。また、当該貸付金に対し、為替相場の変動による影響を軽減すべく為替予約等によりリスクヘッジを行っておりますが、急激な為替変動があった場合には、多額の為替差損が生じるリスクがあります。

これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社では、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、事業拡大を目的とした機動的な投資に対応するため、資金調達を目的とした新株予約権を発行しております。

今後においても同様の目的で新株予約権を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

(4) その他のリスク

個人情報管理に関するリスク

当社グループはサービス提供にあたり、顧客、サービス利用会員等の個人に関連する情報を取得しております。これらの情報の取り扱いには、外部からの不正アクセスや内部からの情報漏洩を防ぐため、セキュリティ環境の強化、従業員に対する個人情報の取り扱いに対する教育等、十分な対策を行うと同時に、個人情報として管理すべき情報の範囲についても厳密な判断が必要であると考えております。

しかし、今後何らかの理由により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

サイトの健全性に関するリスク

当社グループが提供する「モニブラ」等のマーケティング・ソフトウェア上では不特定多数の利用者同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいては、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しております。

このため、禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにユーザーサポート体制を整備し、利用規約に違反した利用者に対してはユーザーサポートから改善要請等を行っているため、一定の健全性は維持されているものと認識しております。

なお、利用規約に明記されている禁止事項の内容は以下となっております。

(ア) 当社、他の利用者もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(イ) 他の会員もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(ウ) 特定個人の氏名・住所・電話番号・メールアドレス等第三者が見て個人を特定できる情報の提供

(エ) 一人の利用者が複数のメールアドレスを利用して重複してIDを取得する行為

(オ) IDの使用を停止ないし無効にされた利用者に代わりIDを取得する行為

しかしながら、急速な利用者数の増加による規模拡大に対して、サイト内における不適切行為の有無等を完全に把握することは困難であり、サイト内においてトラブルが発生した場合には、規約の内容に関わらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があり、この場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

法的規制に関するリスク

当社グループ事業を規制する主な法規制として、(ア)「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、(イ)「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「プロバイダ責任制限法」という。)及び(ウ)「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(以下「不正アクセス禁止法」という。)があります。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律については、無差別かつ大量に短時間の内に送信される広告等といった迷惑メールを規制し、インターネット等を良好な環境に保つものです。また、当社グループは、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されております。また、権利を侵害した情報を当社グループが媒介したことを理由として、民法の不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性もあり、これらの点に関し訴訟等の紛争が発生する可能性もあります。さらに、当社グループには、不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されております。

上記に加え、消費者庁より2011年10月28日に公表(2012年5月9日に一部改定)されている「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」、公正取引委員会より2001年4月26日に公表されている「インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて」についても、業界に対して影響を及ぼす可能性があります。

その他、インターネット上の情報流通や電子商取引のあり方等については現在も様々な議論がなされており、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や、既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

自然災害・テロ・感染症等のリスク

当社グループは、国内外に複数の事業拠点を有しております。各拠点では、不慮の災害や感染症発生等に対する防災・防疫対策等を施しておりますが、想定を超えた大規模な地震、台風や洪水等の自然災害やそれに起因する大規模停電、未知の感染症の流行、テロ等の犯罪行為等によって大きな被害を受ける可能性があります。

それらの影響を受け、情報通信インフラの損壊・途絶及び中枢機能の障害もしくは顧客自身に大きな被害が生じた場合など、受注や供給が長期間にわたって滞り、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

新型コロナウイルス禍により大きく事業環境が変化中、日本のみならず世界全体としてDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の波が押し寄せ、本格的なデジタル・ソーシャル時代が到来しようとしています。また当社グループが事業を展開するマーケティング領域におきましてもDXの流れは一気に加速しております。

このような背景のもと、当社グループでは、企業のマーケティングDXへの対応を支援するため、自社開発のマーケティングSaaSツールの提供やSNS活用を中心としたソリューション提供といった『顧客企業と人をつなぐ』BtoBビジネスを展開しております。

当連結会計年度における新型コロナウイルス禍の影響につきましては、特に第2四半期連結会計期間（4-6月）において、一部の事業で顧客からの発注の減少・延期等が発生していましたが、下期は国内海外の経済活動再開に伴い、その影響は概ね解消されました。

当社グループの報告セグメントは、マーケティングDX支援（旧ソーシャルメディアマーケティング支援）の単一セグメントとしておりますが、事業ごとの概況は以下の通りであります。

なお、当社グループでは、経営管理指標として「粗利売上」（注）を設定しており、売上高と共に収益性を図る指標として管理しております。

（注）粗利売上＝（当社単体：売上高－直接原価）＋（連結子会社：売上総利益）

なお、当社は、『顧客企業と人々をつなぐ』BtoBビジネスを主力とし、さまざまなSaaSツールとデジタル人材によるソリューションを提供しておりますが、マーケティング環境や業界、顧客のニーズ変化を適切に捉えサービス展開を行うにあたり、事業内容をより適切に表現するため、当連結会計年度より事業セグメントと各事業の名称を変更しております。

SaaS事業（旧マーケティング・ソフトウェア事業）

自社開発のマーケティングSaaSツールの提供及びSaaSで補いきれないマーケティングDX施策の提供を合わせて提案することによって、顧客企業のマーケティングのDX推進に貢献し、マーケティング人材の質的・量的な不足を補い、少ない広告予算でもより効果的な成果を上げるための支援を行っております。

当連結会計年度におきましては、ダイレクトマーケティングの成果向上を実現するツール『Letro（レトロ）』や、Twitterによるプロモーションを効率的に行うためのツール『echoes（エコーズ）』を中心に案件数が順調に増加しました。また、2020年5月にリリースした動画作成ツール『LetroStudio（レトロスタジオ）』も順調に契約数を伸ばすなど、新型コロナウイルス禍をきっかけとしたマーケティングDXの需要拡大により好調に推移しております。一方、月額課金型ではないのショット型売上は、緊急事態宣言発令の影響により第2四半期連結会計期間（4-6月）においてキャンペーン案件等が一時的に減少したものの、緊急事態宣言解除後は需要が回復いたしました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高及び粗利売上ともに前期比で増加いたしました。

海外SaaS事業（旧クリエイティブ・プラットフォーム事業）

シンガポールの連結子会社であるCreadits Pte. Ltd.は、欧米を中心としたグローバル市場において、デジタル広告制作を低コストで効率的に行いたい企業と、スキルの高い世界中のデザイナーをマッチングする、広告クリエイティブ制作に特化したグローバルプラットフォーム「CREADITS®」を提供しております。

当連結会計年度におきましては、特に上期において新型コロナウイルス禍による欧米各国でのロックダウンによる影響を受けたものの、ゲーム等の巣ごもり需要関連の顧客からの受注が拡大していることや、単価の高い3Dのクリエイティブ制作の受注が増加しており、2020年9月には単月黒字を達成し、四半期ベースでは第4四半期連結会計期間（10-12月）に黒字転換を果たしました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高及び粗利売上は前期比で増加いたしました。

ソリューション事業（旧マーケティング・ソリューション事業）

ファンの存在をマーケティングに活用し、ビジネスの成長を目指す概念が浸透しつつある中で、「SNS活用」や「ファン育成支援」をキーワードに、顧客企業のマーケティングDX課題において企画立案から施策の実行までを包括的に支援する事業を行っております。

当連結会計年度におきましては、上期においては新型コロナウイルス禍の影響により顧客のマーケティング予算が縮小傾向にありましたが、下期においてSNSマーケティングの需要が回復いたしました。そのような環境の中、生活者の消費活動が著しく変化したことを受けて、短期的な施策の実施・支援に留まらず、長期的なマーケティング戦略の立案から運用まで一貫した支援を提案することで顧客あたりの受注額の増加に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高は前期比で減少したものの、粗利率の高いサービスの提供に注力した結果、粗利売上は前期比で増加いたしました。

中国進出支援事業（旧クロスボーダー事業）

近年急速に市場が拡大している越境ECへの出店による中国進出をしたい日本企業や、インバウンド市場において訪日外国人をターゲットに商品やサービスを提供したい企業のうち、特に化粧品や健康食品、日用品等の消費財メーカーを中心に、日本の商品に愛着のある在日中国人や中華圏で人気のある日本人インフルエンサーの発信力を活用したプロモーション等の支援を行っております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス禍の影響によりインバウンド需要が急激に落ち込んだものの、中国における大規模なECセールの時期に合わせて、従来のインフルエンサー施策に加え、ライブコマース施策などより効果的なマーケティング施策の提供を強化したことにより、好調に推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高及び粗利売上は前期比で増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,192,590千円（前期比2.6%増）、粗利売上は2,371,721千円（前期比9.2%増）、売上総利益は2,056,421千円（前期比10.9%増）となりました。また、営業利益は、売上高及び粗利売上の増加に加え、生産性の向上によりコストが抑えられた結果、298,640千円（前連結会計年度は営業損失157,057千円）となりました。さらに、経常利益は231,488千円（前期は経常損失192,723千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は173,286千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失281,476千円）となりました。

資産、負債及び純資産の状況

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度と比べて588,125千円増加し3,199,344千円となりました。これは主に、現金及び預金が514,551千円及び受取手形及び売掛金が240,717千円それぞれ増加した一方で、未収入金が108,594千円、投資有価証券が79,633千円それぞれ減少したこと等によるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて13,500千円増加し1,423,370千円となりました。これは主に、買掛金が72,514千円及び未払法人税等が106,469千円、短期借入金が100,000千円それぞれ増加した一方で、長期借入金が218,769千円減少したこと等によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べて574,624千円増加し1,775,973千円となりました。これは主に、Creditsにおける第三者割当増資等に伴い資本剰余金が335,327千円増加したこと及び親会社株主に帰属する当期純利益を計上したこと等により利益剰余金が160,572千円増加したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて514,551千円増加し、1,170,897千円となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、営業活動により増加した資金は、195,767千円となりました（前年同期は51,692千円の支出）。これは主に、税金等調整前当期純利益を305,685千円を計上したこと及び減価償却費を116,926千円計上した一方で、売掛債権が247,597千円増加したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、投資活動により増加した資金は、174,869千円となりました（前年同期は240,483千円の支出）。これは主に、投資有価証券の売却による収入234,520千円等があった一方で、無形固定資産の取得による支出が93,116千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、財務活動により増加した資金は、146,817千円となりました（前年同期は412,010千円の支出）。これは主に、長期借入れによる収入100,000千円があったこと及びCreditsにおける第三者割当増資等に伴う非支配株主からの払込による収入が314,023千円あった一方で、長期借入金の返済による支出339,720千円等があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社グループの事業はマーケティングDX支援事業を主な事業とする単一セグメントであるため、以下の事項はサービス別に記載しております。

生産実績

当社グループの主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

受注実績

当連結会計年度の受注実績は、次のとおりであります。

サービス	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
マーケティングサービス	3,600,409	101.4	367,117	94.0
CREADITSサービス	581,174	128.4	56,029	128.5
合計	4,181,583	104.5	423,147	97.5

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

サービス	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
マーケティングサービス	3,623,833	99.1
CREADITSサービス	568,757	132.2
合計	4,192,590	102.6

- (注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

サービス	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
オイシックス・ラ・大地株式会社	520,294	12.72	-	-

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. オイシックス・ラ・大地株式会社は、当連結会計年度においては、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営成績等の分析

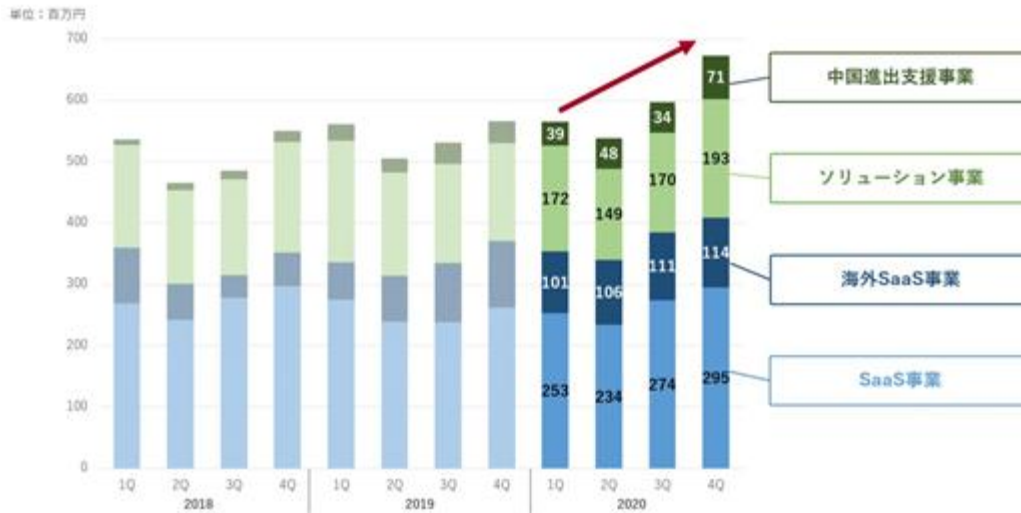
当社グループでは、経営管理指標として「粗利売上」()を設定しており、売上高と共に収益性を図る指標として管理しております。

$$() \text{粗利売上} = (\text{当社単体：売上高} - \text{直接原価}) + (\text{連結子会社：売上総利益})$$

当連結会計年度の売上高は前期比2.6%増の4,192,590千円、粗利売上は前期比9.2%増の2,371,721千円となりました。

事業別の粗利売上は、SaaS事業が1,057,405千円(前期比4.0%増)、海外SaaS事業が433,814千円(前期比26.4%増)、ソリューション事業が686,219千円(前期比0.3%減)、中国進出進出事業が194,284千円(前期比58.0%増)となり、国内事業であるSaaS事業とソリューション事業がグループ全体の収益を支える柱として安定収益である一方、海外関連事業である海外SaaS事業及び中国進出支援事業がグループの成長を牽引しているものと考えております。

また、事業別の粗利額（売上高から直接原価を控除した利益）の事業別の推移は以下の通りであります。



資本の財源及び資金の流動性

i) 財務戦略

当社グループの財務の方針は、健全な財務基盤を維持しつつ、マーケティングDX支援事業の中長期的な成長のための投資を行うことを基本方針としております。そのため、当社グループの事業活動における主な資金需要は、各事業の事業規模拡大や新規事業推進に伴う国内外の子会社における運転資本等であります。

当社グループは、主として内部資金の活用及び金融機関からの借入により資金調達をおこなっており、これらの事業活動に必要な資金の安定的な確保に努めております。内部資金については、国内事業で安定的に利益剰余金を積み重ねることで維持している現預金を活用しており、各種事業への機動的な投資の実行を可能にするともに、自己資本比率をはじめとする各指標のもと、資金効率の向上に努めており、2020年12月末時点における自己資本比率は54.2%となっております。

ii) 投資方針

投資については、営業キャッシュ・フローの範囲内で行うことを目標としており、手元に残る資金は企業価値を大きく向上させる投資が必要な場合に備え、社内に留保しております。また、合わせて過年度に投資した投資有価証券の売却等、資産の効率的な運用に向けた対応も進めてまいります。

iii) 資金調達

資金調達においては、当社は、金融機関に十分な借入枠を有しており、市場環境を勘案しながら慎重な判断のもと借入を行っております。当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済停滞により手元資金が不足するリスクに備え、5月から6月にかけて、合計3億円の新規借入を行いました。今後は、2021年12月期以降順次返済期限が到来する借入金の返済に備え、内部留保及び新たな借入又はコミットメントラインの設定等により、十分な手元資金を維持できるように努めてまいります。

さらに、海外の連結子会社であるCreadits Pte. Ltdにおきましては、主にクリエイティブ制作の自動化に向けたプロダクト開発の強化、および特に3D動画等の供給能力の向上を目的としたデザイナーネットワークの強化に向けて、2020年3月にDNX Venturesを運営者とするベンチャーキャピタルファンドおよび住友商事株式会社の連結子会社であるSumitomo Corporation Equity Asia Limitedを割当先とした第三者割当増資を実施し、約3億円を調達いたしました。

なお、当連結会計年度末における現金及び預金残高は1,170,897千円、借入金残高は751,567千円となっております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標達成を判断するための客観的な指標等

当社グループは、2021年2月10日に公表した2021年12月期の業績予想である、売上高4,620百万円、粗利売上2,700百万円、営業利益400百万円を目標としております。

重要な会計上の見積り

i) 投資有価証券評価損

当社グループでは、2020年12月期末において主に業務上の関係を有する企業の18銘柄の投資有価証券を保有しておりますが、その大半が非上場株式となっております。そのため、投資有価証券の評価においては、投資先の財政状態、経営成績等を総合的に勘案し、時価又は実質価格の回復可能性を慎重に検討しております。当連結会

計年度におきましては、非上場株式の3銘柄について投資有価証券評価損計上するとともに、単体決算において連結子会社1社に対する投資について子会社株式評価損を計上いたしました。

ii)貸倒引当金

当社グループが保有する売掛債権に対する貸倒引当金に加え、単体決算において当社が保有する連結子会社向けの貸付金に対して貸倒引当金を計上しております。貸付金に対する貸倒引当金の算定にあたっては、将来の事業計画に基づき、過年度の予算達成状況や足元の事業進捗状況等を総合的に勘案し、回収可能と考えられる金額を合理的に算定しております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能	22,169	6,578	143,563	172,311	129

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. セグメント情報について、当社は単一セグメントであるため、記載しておりません。
4. 上記の他、他の者から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名(所在地)	設備の内容	床面積(m ²)	年間賃借料(千円)
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	1,390.19	117,363

(2) 在外子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
				工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
Creadits Pte. Ltd.	シンガポール	海外SaaS事業	本社機能	1,941	30,832	32,774	32

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,800,000
計	28,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年3月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,091,900	14,091,900	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	14,091,900	14,091,900	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2013年3月29日の取締役会決議に基づいて発行した第8回新株予約権

付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 82
新株予約権の数(個)	68 (注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,400 (注)1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	154 (注)3、5
新株予約権の行使期間	2015年3月31日から2023年3月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 154 (注)3、5 資本組入額 77 (注)3、5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、以下の区分に従って割り当てられた新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

イ. 2015年3月31日から2016年3月30日まで

割り当てられた新株予約権の数の2分の1まで行使することができる。

ロ. 2016年3月31日から2023年3月28日まで

割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。

(3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

5 2013年8月14日付株式分割(1株につき100株の割合)、2017年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)を行った結果、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2016年11月10日の取締役会決議に基づいて発行した第11回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3、当社従業員 39
新株予約権の数（個）	910 （注）1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	60
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	273,000 （注）1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	709 （注）3、5
新株予約権の行使期間	2018年4月1日から2025年1月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 709 （注）3、5 資本組入額 354.5 （注）3、5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により減少したものを減じた数であります。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

（1）新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記（ ）（ ）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。

（ ）決算期：2017年12月期から2023年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金20億円

行使可能割合：100%

（ ）決算期：2017年12月期から2019年12月期のいずれかの期

業績判定水準：営業利益 金10億円

行使可能割合：50%

（2）新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- 5 2017年7月1日付株式分割（1株につき3株の割合）を行った結果、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2017年11月13日の取締役会決議に基づいて発行した第16回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3、当社従業員 37
新株予約権の数（個）	1,785 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	30
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	178,500 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	906 （注）2
新株予約権の行使期間	2019年4月1日から2026年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 906 （注）2 資本組入額 453 （注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
- ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記（ ）（ ）（ ）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。
- （ ）決算期：2018年12月期から2022年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金15億円、行使可能割合：100%
- （ ）決算期：2018年12月期から2020年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金10億円、行使可能割合：40%

- () 決算期：2018年12月期から2019年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金7億円、行使可能割合：20%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2017年11月13日の取締役会決議に基づいて発行した第17回新株予約権

付与対象者の区分及び人数(名)	川野 弘道 (注) 1
新株予約権の数(個)	2,060 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	270
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	206,000 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	906 (注) 3
新株予約権の行使期間	2020年4月1日から2028年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 906 (注) 3 資本組入額 453 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1 本新株予約権は、川野弘道氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のうち受益者として指定された者に交付されます。
- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
- 4 権利行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 新株予約権者は、下記() () () の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。

() 決算期：2018年12月期から2023年12月期のいずれかの期

- 業績判定水準：営業利益 金20億円、行使可能割合：100%
- () 決算期：2018年12月期から2022年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金15億円、行使可能割合：40%
- () 決算期：2018年12月期から2020年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金10億円、行使可能割合：20%
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (5) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2017年11月13日の取締役会決議に基づいて発行した第18回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	川野 弘道 （注）1
新株予約権の数（個）	2,450 （注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	245,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	906 （注）3
新株予約権の行使期間	2021年 4 月 1 日から2029年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 906 （注）3 資本組入額 453 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年 2 月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 本新株予約権は、川野弘道氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のうち受益者として指定された者に交付されます。

2 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 新株予約権者は、下記（ ）（ ）（ ）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権

のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。

- () 決算期：2019年12月期から2025年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金25億円、行使可能割合：100%
 - () 決算期：2019年12月期から2023年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金20億円、行使可能割合：40%
 - () 決算期：2019年12月期から2022年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金15億円、行使可能割合：20%
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (5) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2017年11月13日の取締役会決議に基づいて発行した第19回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	川野 弘道 （注）1
新株予約権の数（個）	2,450 （注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	245,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	906 （注）3
新株予約権の行使期間	2022年4月1日から2030年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 906 （注）3 資本組入額 453 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 本新株予約権は、川野弘道氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のうち受益者として指定された者に交付されます。

2 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

- (2) 新株予約権者は、下記() () () の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。
- () 決算期：2020年12月期から2026年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金30億円、行使可能割合：100%
- () 決算期：2020年12月期から2025年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金25億円、行使可能割合：40%
- () 決算期：2020年12月期から2023年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金20億円、行使可能割合：20%
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (5) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2018年11月26日の取締役会決議に基づいて発行した第20回新株予約権

付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4、当社従業員 5
新株予約権の数(個)	2,500 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	507 (注)2
新株予約権の行使期間	2018年12月17日から2026年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 507 (注)2 資本組入額 253.5 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 権利行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも行使価額(ただし、上記(5)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に40%を乗じた価格を下回った

場合には、新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。

(3) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2016年1月1日～ 2016年12月31日 (注)1	81,100	4,407,000	9,336	612,034	9,336	584,034
2017年1月1日～ 2017年6月30日 (注)1	120,900	4,527,900	81,903	693,937	81,903	665,937
2017年7月1日 (注)2	9,055,800	13,583,700	-	693,937	-	665,937
2017年7月2日～ 2017年12月31日 (注)1	325,800	13,909,500	129,384	823,322	129,384	795,322
2018年1月1日～ 2018年12月31日 (注)1	123,600	14,033,100	7,981	831,303	7,981	803,303
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注)1	9,600	14,042,700	683	831,987	683	803,987
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注)1	49,200	14,091,900	8,843	840,830	8,843	812,830

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 株式分割(1:3)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	24	27	36	12	4,139	4,240	-
所有株式数(単元)	-	344	11,540	3,162	16,982	119	108,750	140,897	2,200
所有株式数の割合(%)	0.00	0.24	8.19	2.24	12.05	0.08	77.18	100.00	-

(注) 自己株式23,544株は、「個人その他」に235単元、「単元未満株式の状況」に44株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
中村 壮秀	東京都目黒区	4,901,500	34.84
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	英国ロンドン (東京都中央区日本橋一丁目13番1号)	517,400	3.68
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	455,500	3.24
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	309,736	2.20
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	英国ロンドン (東京都千代田区有楽町一丁目7番1号)	302,500	2.15
井村 俊哉	東京都三鷹市	281,000	2.00
合同会社MNカンパニー	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	250,000	1.78
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	英国ロンドン (東京都中央区丸の内二丁目7番1号)	204,564	1.45
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	122,536	0.87
毛利 寛	東京都文京区	111,400	0.79
計	-	7,456,136	53.00

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 23,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,066,200	140,662	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 2,200	-	-
発行済株式総数	14,091,900	-	-
総株主の議決権	-	140,662	-

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アライドアーキテクツ株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階	23,500	-	23,500	0.17
計	-	23,500	-	23,500	0.17

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	23,544	-	23,544	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため設立以来配当を行っておらず、当事業年度の剰余金の配当についても無配としております。

今後の配当実施につきましては、業績及び財務状態等を鑑み、決定する予定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「世界中の人と企業をつなぐ」というミッションのもと、日本のマーケティングDXを牽引する存在を目指し、当社グループ全体の内部統制及びリスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

企業統治体制の採用理由

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員会を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。また、経営の意思決定の迅速化を図るため、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することのできる体制としております。

企業統治体制の概要

イ．取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員会である取締役3名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

議長及び構成員は、以下の通りです。

議長：代表取締役 中村壮秀

構成員：取締役 松井裕美、取締役 村岡弥真人、取締役 原田潤

取締役（社外、常勤監査等委員） 小副川俊朗、取締役（社外、監査等委員） 大村健、

取締役（社外、監査等委員） 市川祐子

ロ．監査等委員会

当社の監査等委員会は常勤の監査等委員1名（社外取締役）と非常勤の監査等委員2名（いずれも社外取締役）で構成し、毎月1回の監査等委員会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

議長及び構成員は、以下の通りです。

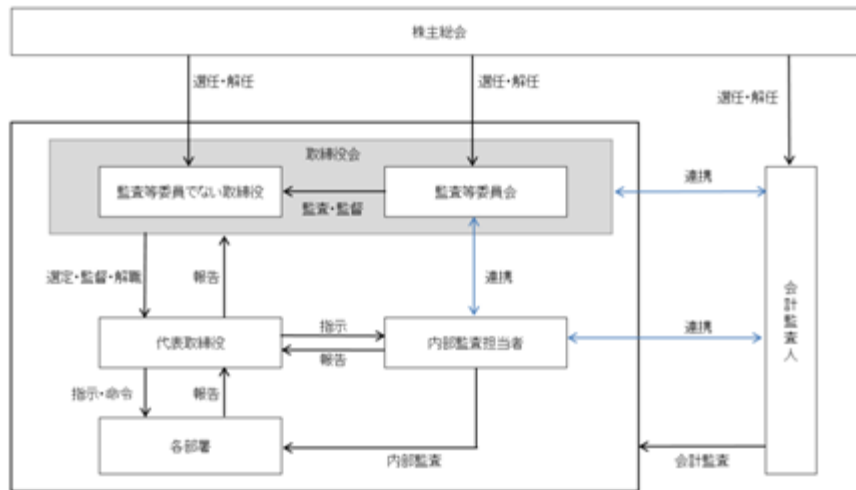
議長：取締役（社外、常勤監査等委員） 小副川俊朗

構成員：取締役（社外、監査等委員） 大村健、取締役（社外、監査等委員） 市川祐子

ハ．内部監査

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者1名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査等委員会、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



企業統治に関するその他の事項

イ． 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- a. 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、当社並びに子会社の取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ・人事総務部を通報窓口とする体制を構築し、「内部通報規程」に基づき、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - ・監査等委員会は、公正普遍の立場から「監査等委員会監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。監査等委員会は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
 - ・内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役に報告する。
 - ・反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員会は必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - ・企業機密情報については、「文書管理規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。
- c. 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業集団としての損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、経営企画室が主幹部署となり、各部門並びに子会社との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として全社的な対策を検討する。
- d. 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ・各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
 - ・子会社においては、事業、規模、企業集団における位置付け等を勘案の上、権限の委譲を行い、「関係会社管理規程」に基づき、迅速性及び効率性を確保するように監督する。

- e. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・取締役は、会社の業務執行状況を監視・監督し、監査等委員会は、取締役の職務執行を監査する。
 - ・監査等委員会及び内部監査人は、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査・指導を行う。
 - ・子会社の経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、企業集団として管理体制を構築、整備及び運用を行い、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項について事前協議を行う。
- f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令等を受けない。かつ、取締役及び使用人は、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- g. 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社並びに子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - ・当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ・前号における監査等委員会への報告及び内部通報制度による通報を行った者が、当該報告及び通報を理由として、人事上その他一切の点で、当社から不利益な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に明示する。また監査等委員会は、当該報告及び通報を行った者の異動、人事評価及び懲戒に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
 - ・財務報告に係る内部統制の状況や会計基準等について、監査等委員会の説明の要望に応じて当社並びに子会社の取締役及び使用人が適切に対応できる体制を整備する。
- h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、取締役会等重要な会議への参加のほか、内部統制の実効性に関する監査や内部監査への立ち会い及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図る。また、監査等委員同士の情報交換を行い、監査機能の一層の充実を図る。
 - ・当社は、監査等委員会がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ロ. 内部統制システムの整備の状況
- 当社は内部統制の基本方針を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制づくりに努めております。その他取締役及び従業員の職務遂行に対し、監査等委員会及び内部監査担当者がその業務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。
- また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、「コンプライアンス規程」を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、社会の利益及び法令を遵守しながら、収益性をもって事業活動を行っております。
- 具体的には「内部通報規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報管理規程」、「文書取扱規程」を制定し、職務執行上取得した情報の取り扱いに十分な注意を払い、社会及び当社の利益毀損を防止する体制を整備し、また、「安全衛生管理規程」、「ハラスメント防止規程」を制定し、従業員の安全確保、健康の保持促進と快適な労働環境の確立を図っております。

八． リスク管理体制の整備の状況

当社は、経営企画室が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、人事総務部を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、営業部門においては、顧客案件の進捗度合い等について、定型的なフォーマットに基づき継続して情報を共有する仕組みを構築しており、開発部門においてもシステム面でのリスクを顕在化させないよう計画的な進捗管理を実施しております。これらの情報は隔週の役員同士のミーティング時に組織横断的に共有され、必要に応じた取締役会への報告を含めたリスクマネジメントを実施しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

社外取締役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する額としております。当社は、社外取締役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性2名 (役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	中村 壮秀	1974年6月3日生	1997年4月 住友商事株式会社入社 2000年6月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン入社 2004年7月 同社執行役員 2005年8月 当社設立 代表取締役社長 2019年1月 当社代表取締役会長 2020年1月 当社代表取締役CEO 2021年3月 当社代表取締役社長CEO (現任)	(注) 2	4,901,500
取締役	松井 裕美	1970年12月28日生	1991年6月 日本航空株式会社入社 2007年1月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2007年9月 トランスコスモス株式会社入社 2012年10月 株式会社アイレップ入社 2014年1月 同社執行役員 2016年7月 当社入社 2017年3月 当社執行役員 2018年1月 当社上級執行役員 2018年12月 当社インキュベーションカンパニー (現ソリューションカンパニー) 長 2019年3月 当社取締役 (現任) 2021年3月 当社ソリューションカンパニー プレジデント (現任)	(注) 2	-
取締役	村岡 弥真人	1989年2月16日生	2011年4月 旭硝子株式会社 (現 AGC株式会社) 入社 2012年5月 当社入社 2017年2月 当社執行役員 2018年1月 当社上級執行役員 2018年7月 Allied Tech Base Co.,Ltd. Chairperson (現任) 2018年12月 当社 CPO (Chief Product Officer) (現任) 兼 プロダクトカンパニー長 2019年6月 Allied Tech Camp Co.,Ltd. Chairperson (現任) 2021年3月 当社取締役及びプロダクトカンパニー プレジデント (現任)	(注) 2	3,900
取締役	原田 潤	1973年3月28日生	1997年4月 朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2001年7月 野村證券株式会社入社 2001年8月 公認会計士登録 2003年11月 ヤフー株式会社入社 2004年11月 株式会社ライブドア入社 2006年3月 株式会社Prince & Partners取締役 2012年3月 当社社外監査役 2012年7月 あおばアドバイザーズ株式会社 代表取締役 (現任) 2018年8月 神宮前あおば税理士法人 社員 (現任) 2019年4月 SREホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年3月 当社取締役 (現任)	(注) 2	5,000
取締役 (監査等委員) (注) 2	小副川 俊朗	1951年2月7日生	1976年4月 株式会社セイター入社 1992年6月 株式会社セイター代表取締役社長 2011年3月 ジャパン・ウェルズ・マネジメント証券株式会社 (現 あおぞら証券株式会社) シニアアドバイザー 2012年6月 ユナイテッド・シネマ株式会社社外監査役 2016年3月 当社常勤社外監査役 2020年3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員) (注)2	大村 健	1974年4月27日生	1999年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2011年1月 フォーサイト総合法律事務所開設 代表 パートナー弁護士(現任) 2012年12月 モーションビート株式会社(現 ユナイ テッド株式会社) 社外監査役(現任) 2012年12月 当社社外監査役 2015年9月 バイブドHD株式会社社外監査役(現任) 2020年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役(監査等委員) (注)2	市川 祐子	1970年12月26日生	1993年4月 日本電気株式会社入社 2002年11月 NEGエレクトロニクス(現 ルネサスエ レクトロニクス)株式会社入社 2005年10月 楽天株式会社入社 2016年6月 同社IR部長 2018年3月 当社社外取締役 2019年5月 マーケットリバー株式会社設立 代表取 締役(現任) 2020年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	800
計					4,911,200

(注)1. 小副川俊朗、大村健及び市川祐子は、社外取締役(監査等委員)であります。

2. 2021年3月24日開催の定時株主総会終結の時から2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2020年3月27日開催の定時株主総会終結の時から2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 所有株式数は2020年12月31日時点のものであります。

社外役員の状況

当社は社外取締役(監査等委員)として、小副川俊朗、大村健(弁護士)及び市川祐子の3名を選任しております。

当社は社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めていませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反を生じるおそれがない者で、かつ専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった役割が期待できる者を選任しております。

当社と社外取締役及びその兼職先との間には、人的・資本的關係、取引関係及びその他特別な利害関係はありません。なお、社外取締役(監査等委員)市川祐子は、役員一覧に記載のとおり、当社株式を保有しております。

社外取締役(監査等委員)は、内部監査担当者と定期的な意見・情報交換を行い、取締役会において内部監査、監査等委員による監査及び会計監査人監査の報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行ってまいります。

当社が社外取締役に期待する機能及び役割につきましては、経営者及び社外役員としての豊富な経験、会社財務及び企業法務等の専門的な知見を有する社外取締役に構成することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保すること等であります。また、社外取締役(監査等委員)は、監査等委員会において定期的に内部監査及び会計監査人の監査の結果並びに内部統制の運用状況についての報告を受け、意見・情報交換を行うこととしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査担当者との連携のもと、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制を取っております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤の監査等委員が内部監査担当者と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。

また、社外取締役(監査等委員)は会計監査人と定期的な意見交換を実施し、その職務執行状況等についても適宜報告を受けております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会による監査の状況

当社は、2020年3月27日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。当社の監査等委員会は3名で組成しており、常勤監査等委員である小副川俊朗は、経営者及び社外役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、監査等委員である大村健は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。さらに、監査等委員である市川祐子は、大手IT企業のIR責任者として、資金調達及び東証第一部上場準備、また政府の企業報告に関する委員を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会は原則として毎月1回開催しており、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。常勤監査等委員の活動としては、代表取締役との定期的な面談や当社グループにおける主要な事業責任者等とのコミュニケーションを行うなど、社内外の情報収集に努め、その結果を適宜監査等委員会に報告しております。

当事業年度において、全監査等委員はすべての監査等委員会に出席致しました。また、当事業年度における監査等委員会における主な検討事項としては、当社及び子会社におけるコーポレート・ガバナンスの在り方、当社グループにおける資金繰りや財務健全性の維持等について議論を行い、適宜取締役会への報告・提言を行ってまいりました。

内部監査の状況等

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者1名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査担当者と監査等委員、監査法人は、それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC 京都監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 若山 聡満

指定社員 業務執行社員 岩瀬 哲朗

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士3名、その他8名となっております。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断することとしております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合の他、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその内容を報告いたします。

e. 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、d.に掲げた会計監査人の選定方針に加え、日常の監査活動を通じ、経営者、取締役、経理財務部門、内部監査担当者等とのコミュニケーション、子会社が監査業務を委託する他の監査人との連携、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、PwC 京都監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	26,500	-	26,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	26,500	-	26,500	-

監査公認会計士等と同一のネットワーク(PwC)に対する報酬(を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	3,648	-	3,900	-
計	3,648	-	3,900	-

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の諮問機関として任意で設置しているコーポレート・ガバナンス委員会において、各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。

当社の取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬に関する株主総会の決議年月日は2020年3月27日であり、決議の内容は、年額200百万円以内とされております。また、株式報酬である譲渡制限付株式付与のための報酬に関する株主総会の決議年月日は2021年3月24日であり、決議の内容は金銭報酬とは別枠で年額50百万円以内とされております。

また、監査等委員の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員の協議により決定することとしております。監査等委員の報酬に関する株主総会の決議年月日は2020年3月27日であり、決議の内容は、年額50百万円以内とされております

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	49,635	49,635	-	5
監査等委員(社外取締役を除く)	-	-	-	-
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-
社外役員	18,600	18,600	-	8

(注)当社は、2020年3月27日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式との区分について、純投資目的とは専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合と考えております。

一方、純投資目的以外とは、当社の顧客及び取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化や当社の中長期的な企業価値向上に資する場合と考えております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、顧客及び取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に限り、株式の政策保有を行っております。保有する政策保有株式の状況については、定期的に取り締役に報告し、個々の銘柄において保有の便益（現在得ている又は将来得られるであろう事業取引から生じる利益や事業上のシナジー等）を検討するとともに、取引関係の維持・強化、中長期的な保有メリット等を総合的に勘案して、保有の適否を判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	17	540,554
非上場株式以外の株式	1	16,720

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	114,703
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごと株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)インサイト	40,000	40,000	ソリューション事業の取引の強化のために保有しております。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしません が、保有の便益を定期的に検討しております。	無
	16,720	22,280		

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため管理部門は各種セミナーへ参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	656,346	1,170,897
受取手形及び売掛金	700,332	941,050
仕掛品	3,348	1,712
未収還付法人税等	-	4,493
未収入金	138,751	30,156
前払費用	43,184	53,808
その他	35,027	31,003
貸倒引当金	42,157	28,366
流動資産合計	1,534,832	2,204,755
固定資産		
有形固定資産		
建物	66,883	66,883
減価償却累計額	40,660	44,713
建物(純額)	26,222	22,169
工具、器具及び備品	76,727	82,677
減価償却累計額	64,985	73,332
工具、器具及び備品(純額)	11,741	9,345
リース資産	60,237	30,832
有形固定資産合計	98,201	62,348
無形固定資産		
のれん	-	8,002
ソフトウェア	109,116	145,026
その他	14,666	4,407
無形固定資産合計	123,783	157,436
投資その他の資産		
投資有価証券	766,451	686,818
差入保証金	87,949	86,320
破産更生債権等	10,318	10,384
繰延税金資産	-	1,655
その他	-	10
貸倒引当金	10,318	10,384
投資その他の資産合計	854,400	774,804
固定資産合計	1,076,386	994,588
資産合計	2,611,219	3,199,344

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	211,976	284,490
短期借入金	-	100,000
1年内返済予定の長期借入金	329,580	308,629
未払金	47,141	28,507
リース債務	64,411	33,392
未払費用	38,062	40,389
未払法人税等	17,029	123,498
未払消費税等	46,500	95,362
前受金	44,426	32,440
その他	44,918	33,722
流動負債合計	844,046	1,080,432
固定負債		
長期借入金	561,707	342,938
繰延税金負債	4,116	-
固定負債合計	565,823	342,938
負債合計	1,409,870	1,423,370
純資産の部		
株主資本		
資本金	831,987	840,830
資本剰余金	816,307	1,151,634
利益剰余金	501,231	340,659
自己株式	11,915	11,915
株主資本合計	1,135,147	1,639,890
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27,096	28,269
為替換算調整勘定	25,556	66,552
その他の包括利益累計額合計	52,653	94,821
新株予約権	10,598	7,801
非支配株主持分	2,950	33,460
純資産合計	1,201,348	1,775,973
負債純資産合計	2,611,219	3,199,344

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	4,087,447	4,192,590
売上原価	2,233,107	2,136,168
売上総利益	1,854,339	2,056,421
販売費及び一般管理費	2,011,396	1,757,780
営業利益又は営業損失()	157,057	298,640
営業外収益		
受取利息	164	73
受取配当金	3,376	168
補助金収入	7,462	4,583
雑収入	4,525	2,553
その他	2,556	1,769
営業外収益合計	18,086	9,148
営業外費用		
支払利息	7,751	7,000
株式交付費	61	12,460
為替差損	28,723	41,724
投資事業組合運用損	3,434	1,382
持分法による投資損失	13,623	11,753
その他	158	1,979
営業外費用合計	53,752	76,300
経常利益又は経常損失()	192,723	231,488
特別利益		
新株予約権戻入益	323	2,856
投資有価証券売却益	21,629	114,703
段階取得に係る差益	-	8,721
特別利益合計	21,953	126,281
特別損失		
投資有価証券評価損	936	47,999
投資有価証券売却損	42,598	-
関係会社整理損	18,691	4,084
特別損失合計	62,225	52,084
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	232,996	305,685
法人税、住民税及び事業税	45,951	128,532
法人税等調整額	578	6,289
法人税等合計	46,529	122,242
当期純利益又は当期純損失()	279,525	183,442
非支配株主に帰属する当期純利益	1,950	10,155
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	281,476	173,286

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	279,525	183,442
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	80,830	1,172
為替換算調整勘定	8,444	40,995
その他の包括利益合計	89,274	42,168
包括利益	190,251	225,610
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	192,201	215,455
非支配株主に係る包括利益	1,950	10,155

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	831,303	815,623	219,755	11,915	1,415,256
当期変動額					
新株の発行	683	683			1,367
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失（ ）			281,476		281,476
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結範囲の変動					
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					
当期変動額合計	683	683	281,476	-	280,108
当期末残高	831,987	816,307	501,231	11,915	1,135,147

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	53,733	17,112	36,621	8,226	1,000	1,387,860
当期変動額						
新株の発行						1,367
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失（ ）						281,476
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	80,830	8,444	89,274	2,371	1,950	93,596
連結範囲の変動						
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						
当期変動額合計	80,830	8,444	89,274	2,371	1,950	186,512
当期末残高	27,096	25,556	52,653	10,598	2,950	1,201,348

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	831,987	816,307	501,231	11,915	1,135,147
当期変動額					
新株の発行	8,843	8,843			17,686
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失（ ）			173,286		173,286
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結範囲の変動			12,714		12,714
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		326,484			326,484
当期変動額合計	8,843	335,327	160,572	-	504,743
当期末残高	840,830	1,151,634	340,659	11,915	1,639,890

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	27,096	25,556	52,653	10,598	2,950	1,201,348
当期変動額						
新株の発行						17,686
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失（ ）						173,286
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,172	40,995	42,168	2,797	30,510	69,881
連結範囲の変動						12,714
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						326,484
当期変動額合計	1,172	40,995	42,168	2,797	30,510	574,624
当期末残高	28,269	66,552	94,821	7,801	33,460	1,775,973

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 ()	232,996	305,685
減価償却費	112,945	116,926
貸倒引当金の増減額(は減少)	35,505	12,428
のれん償却額	-	1,412
受取利息及び受取配当金	3,540	241
支払利息	7,751	7,000
株式交付費	61	12,460
為替差損益(は益)	17,524	15,528
投資事業組合運用損益(は益)	3,434	1,382
持分法による投資損益(は益)	13,623	11,753
新株予約権戻入益	323	2,856
段階取得に係る差損益(は益)	-	8,721
投資有価証券評価損益(は益)	936	47,999
投資有価証券売却損益(は益)	20,968	114,703
関係会社整理損	18,691	4,084
売上債権の増減額(は増加)	71,396	247,597
たな卸資産の増減額(は増加)	3,268	1,636
前払費用の増減額(は増加)	9,482	10,624
未収入金の増減額(は増加)	4,011	10,888
立替金の増減額(は増加)	33,189	733
仕入債務の増減額(は減少)	40,634	76,647
未払金の増減額(は減少)	8,999	23,333
未払費用の増減額(は減少)	755	2,107
未払消費税等の増減額(は減少)	1,202	49,009
前受金の増減額(は減少)	2,621	6,462
その他	5,344	49,774
小計	8,486	233,759
利息及び配当金の受取額	3,540	241
利息の支払額	7,606	6,944
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	56,113	31,288
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,692	195,767
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,597	3,594
無形固定資産の取得による支出	97,983	93,116
投資有価証券の取得による支出	189,728	-
投資有価証券の売却による収入	58,748	234,520
差入保証金の差入による支出	4,922	-
出資金の払込による支出	-	10
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	37,070
投資活動によるキャッシュ・フロー	240,483	174,869
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	100,000
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	354,880	339,720
リース債務の返済による支出	58,436	45,173
非支配株主からの払込みによる収入	-	314,023
株式の発行による収入	1,306	17,686
財務活動によるキャッシュ・フロー	412,010	146,817
現金及び現金同等物に係る換算差額	67	5,489
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	704,254	511,965
現金及び現金同等物の期首残高	1,360,600	656,346
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	2,585
現金及び現金同等物の期末残高	656,346	1,170,897

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

AiCON TOKYO株式会社

Vstar Japan株式会社

Credits Pte. Ltd.

ReFUEL4 Inc.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

Allied Tech Base Co.,Ltd.

Allied Tech Camp Co.,Ltd.

Credits Philippines Inc.

アライドアーキテクツ新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

関連会社の名称

株式会社ファンベースカンパニー

(2) 持分法を適用しない非連結子会社(Allied Tech Base Co.,Ltd.、Allied Tech Camp Co.,Ltd.、Credits Philippines Inc.、アライドアーキテクツ新株予約権信託)は当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

(1) 連結範囲の変更

当連結会計年度からVstar Japan株式会社を連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度にVstar Japan株式会社の株式を追加取得したことによるものであります。

また、当連結会計年度からReFUEL4 Inc.を連結の範囲に含めております。これは、ReFUEL4 Inc.の重要性が増加したことによるものであります。

(2) 持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度からVstar Japan株式会社を持分法適用関連会社から除外いたしました。これは、Vstar Japan株式会社の株式を追加取得したことにより、持分法適用関連会社から連結子会社となったためであります。

また、当連結会計年度から株式会社Cake.jp(旧社名：株式会社FLASHPARK)を持分法適用関連会社から除外いたしました。これは、株式会社Cake.jpの株式を一部売却したことによるものであります。

4. 事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

持分法適用関連会社のうち、株式会社ファンベースカンパニーの決算日は3月31日のため、連結決算日現在で実施した仮決算による財務諸表を使用しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれん償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。

(5) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建その他有価証券は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。なお、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性、有価証券の評価等の会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による当連結会計年度への影響は、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的であると考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響は不確定要素が多いことから、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(連結貸借対照表関係)

非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
投資有価証券（株式）	161,484千円	129,543千円
（うち、共同支配企業に対する投資の金額）	(19,837)	(-)

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
広告宣伝費	86,727千円	20,529千円
業務委託費	290,954	86,335
給料及び手当	752,600	847,758
減価償却費	105,609	107,108
貸倒引当金繰入額	39,840	43,354

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	18,260千円	3,072千円
組替調整額	68,160	1,382
税効果調整前	86,421	1,689
税効果額	5,591	517
その他有価証券評価差額金	80,830	1,172
為替換算調整勘定：		
当期発生額	8,444	40,995
その他の包括利益合計	89,274	42,168

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	14,033,100	9,600	-	14,042,700
合計	14,033,100	9,600	-	14,042,700
自己株式				
普通株式	23,544	-	-	23,544
合計	23,544	-	-	23,544

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第12回新株予約権	普通株式	300,000	-	-	300,000	752
	第13回新株予約権	普通株式	600,000	-	-	600,000	1,060
	第14回新株予約権	普通株式	600,000	-	-	600,000	582
	第15回新株予約権	普通株式	600,000	-	-	600,000	160
	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	2,681
連結子会社	-	-	-	-	-	-	5,362
合計	-	-	-	-	-	-	10,598

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	14,042,700	49,200	-	14,091,900
合計	14,042,700	49,200	-	14,091,900
自己株式				
普通株式	23,544	-	-	23,544
合計	23,544	-	-	23,544

（注）普通株式の発行済株式総数の増加はストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	第12回新株予約権	普通株式	300,000	-	300,000	-	-
	第13回新株予約権	普通株式	600,000	-	600,000	-	-
	第14回新株予約権	普通株式	600,000	-	600,000	-	-
	第15回新株予約権	普通株式	600,000	-	600,000	-	-
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	2,304
連結子会社	-	-	-	-	-	-	5,496
合計	-	-	-	-	-	-	7,801

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）	当連結会計年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
現金及び預金勘定	656,346千円	1,170,897千円
現金及び現金同等物	656,346	1,170,897

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賅う方針であります。一部を銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避するため利用し、投機目的による取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

() 営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

() 未収還付法人税等は、1年以内に回収となる税金の還付であります。

() 投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取引先との関係を勘案して継続的に所有銘柄を見直しております。

() 差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

() 営業債務である買掛金、未払金、リース債務、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

() 借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

() 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

() 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	656,346	656,346	-
(2) 受取手形及び売掛金	700,332	700,332	-
貸倒引当金(1)	42,157	42,157	-
	658,174	658,174	-
(3) 未収入金	138,751	138,751	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	22,280	22,280	-
(5) 差入保証金	87,949	88,448	499
(6) 破産更生債権等	10,318	10,318	-
貸倒引当金(1)	10,318	10,318	-
	-	-	-
資産計	1,563,501	1,564,000	499
(7) 買掛金	211,976	211,976	-
(8) 未払金	47,141	47,141	-
(9) リース債務	64,411	64,411	-
(10) 未払費用	38,062	38,062	-
(11) 未払法人税等	17,029	17,029	-
(12) 未払消費税等	46,500	46,500	-
(13) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	891,287	890,942	344
負債計	1,316,408	1,316,063	344
デリバティブ取引(2)	13,362	13,362	-

(1) 受取手形及び売掛金、破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,170,897	1,170,897	-
(2) 受取手形及び売掛金	941,050	941,050	-
貸倒引当金(1)	28,366	28,366	-
	912,683	912,683	-
(3) 未収還付法人税等	4,493	4,493	-
(4) 未収入金	30,156	30,156	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	16,720	16,720	-
(6) 差入保証金	86,320	86,700	379
(7) 破産更生債権等	10,384	10,384	-
貸倒引当金(1)	10,384	10,384	-
	-	-	-
資産計	2,221,271	2,221,651	379
(8) 買掛金	284,490	284,490	-
(9) 短期借入金	100,000	100,000	-
(10) 未払金	28,507	28,507	-
(11) リース債務	33,392	33,392	-
(12) 未払費用	40,389	40,389	-
(13) 未払法人税等	123,498	123,498	-
(14) 未払消費税等	95,362	95,362	-
(15) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	651,567	653,817	2,250
負債計	1,357,207	1,359,457	2,250
デリバティブ取引(2)	2,166	2,166	-

(1) 受取手形及び売掛金、破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収還付法人税等、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(6) 差入保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

(7) 破産更生債権等

回収予定額及び回収時期が見込めないため、100%引当済みである貸倒引当金を控除することにより算定しております。

負債

(8) 買掛金、(9)短期借入金、(10)未払金、(11)リース債務、(12)未払費用、(13)未払法人税等、(14)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(15) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
関係会社株式	170,554	129,543
非上場株式	573,616	540,554

(注) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	656,346	-	-	-
受取手形及び売掛金	700,332	-	-	-
未収入金	138,751	-	-	-
差入保証金	-	-	87,949	-
合計	1,495,429	-	87,949	-

(注) 破産更生債権等(10,318千円)は回収時期を合理的に見積もることが困難であるため、記載しておりません。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,170,897	-	-	-
受取手形及び売掛金	941,050	-	-	-
未収還付法人税等	4,493	-	-	-
未収入金	30,156	-	-	-
差入保証金	-	86,320	-	-
合計	2,146,596	86,320	-	-

(注) 破産更生債権等(10,384千円)は回収時期を合理的に見積もることが困難であるため、記載しておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2019年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	329,580	288,349	139,992	133,366	-	-
リース債務	64,411	-	-	-	-	-
合計	393,991	288,349	139,992	133,366	-	-

当連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	308,629	160,272	153,646	20,280	8,740	-
リース債務	33,392	-	-	-	-	-
合計	442,021	160,272	153,646	20,280	8,740	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（2019年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	22,280	11,689	10,590
合計		22,280	11,689	10,590

当連結会計年度（2020年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,720	11,689	5,030
合計		16,720	11,689	5,030

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について936千円（その他有価証券の株式936千円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、投資有価証券について47,999千円（その他有価証券の株式47,999千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価等が取得原価に比べ50%以上下落した場合には減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3. 売却したその他有価証券
前連結会計年度(2019年12月31日)

	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
(1)株式	178,732	21,629	42,598
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合計	178,732	21,629	42,598

当連結会計年度(2020年12月31日)

	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
(1)株式	114,703	114,703	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合計	114,703	114,703	-

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2019年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	813,483	-	13,362	13,362
合計		813,483	-	13,362	13,362

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2020年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	721,395	-	2,166	2,166
合計		721,395	-	2,166	2,166

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
新株予約権戻入益	323	2,856

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 21	当社従業員 82	当社取締役 2 当社従業員 44 子会社従業員 1
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 180,000株	普通株式 432,000株	普通株式 558,000株
付与日	2012年3月29日	2013年3月30日	2014年10月21日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎につきのとおりとなっている。 付与日(2012年3月29日)から権利確定日(2014年3月30日)まで継続的に勤務していること 付与日(2012年3月29日)から権利確定日(2015年3月30日)まで継続的に勤務していること	割当された権利の2分の1毎につきのとおりとなっている。 付与日(2013年3月30日)から権利確定日(2015年3月31日)まで継続的に勤務していること 付与日(2013年3月30日)から権利確定日(2016年3月31日)まで継続的に勤務していること	2015年12月期から2019年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が10億円を超過していること 権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者であること
対象勤務期間	付与数の2分の1 2012年3月29日から 2014年3月30日まで 付与数の2分の1 2012年3月29日から 2015年3月30日まで	付与数の2分の1 2013年3月30日から 2015年3月31日まで 付与数の2分の1 2013年3月30日から 2016年3月31日まで	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2014年3月30日から 2022年3月27日まで	2015年3月31日から 2023年3月28日まで	2014年10月22日から 2021年10月21日まで

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第16回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 127 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 1	当社取締役 3 当社従業員 39	当社取締役 3 当社従業員 37
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 652,800株	普通株式 420,000株	普通株式 240,000株
付与日	2015年12月21日	2017年1月13日	2017年11月30日
権利確定条件	<p>2016年12月期から2019年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が10億円を超過していること</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であること</p>	<p>2017年12月期から2023年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が20億円を超過していること (行使可能割合:100%)</p> <p>2017年12月期から2019年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が10億円を超過していること (行使可能割合:50%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であること</p>	<p>2018年12月期から2022年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が15億円を超過していること (行使可能割合:100%)</p> <p>2018年12月期から2020年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が10億円を超過していること (行使可能割合:40%)</p> <p>2018年12月期から2019年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が7億円を超過していること (行使可能割合:20%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であること</p>
対象勤務期間	2015年12月21日から 2017年3月31日まで	2017年1月13日から 2018年3月31日まで	2017年11月30日から 2019年3月31日まで
権利行使期間	2017年4月1日から 2021年10月21日まで	2018年4月1日から 2025年1月12日まで	2019年4月1日から 2026年11月29日まで

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	川野 弘道(注)2	川野 弘道(注)2	川野 弘道(注)2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 240,000株	普通株式 245,000株	普通株式 245,000株
付与日	2017年11月30日	2017年11月30日	2017年11月30日
権利確定条件	<p>2018年12月期から2023年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が20億円を超過していること (行使可能割合:100%)</p> <p>2018年12月期から2022年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が15億円を超過していること (行使可能割合:40%)</p> <p>2018年12月期から2020年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が10億円を超過していること (行使可能割合:20%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であること</p>	<p>2019年12月期から2025年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が25億円を超過していること (行使可能割合:100%)</p> <p>2019年12月期から2023年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が20億円を超過していること (行使可能割合:40%)</p> <p>2019年12月期から2022年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が15億円を超過していること (行使可能割合:20%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であること</p>	<p>2020年12月期から2026年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が30億円を超過していること (行使可能割合:100%)</p> <p>2020年12月期から2025年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が25億円を超過していること (行使可能割合:40%)</p> <p>2020年12月期から2023年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が20億円を超過していること (行使可能割合:20%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であること</p>
対象勤務期間	2017年11月30日から 2020年3月31日まで	2017年11月30日から 2021年3月31日まで	2017年11月30日から 2022年3月31日まで
権利行使期間	2020年4月1日から 2028年11月29日まで	2021年4月1日から 2029年11月29日まで	2022年4月1日から 2030年11月29日まで

	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 5
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 280,000株
付与日	2018年12月14日
権利確定条件	本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合には、新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。
対象勤務期間	2017年11月30日から 2020年3月31日まで
権利行使期間	2018年12月17日から 2026年12月16日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、第7回から第8回の新株予約権につきましては、2013年8月14日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2017年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。また、第9回から第11回の新株予約権につきましては、2017年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 本新株予約権は、川野弘道氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のうち受益者として指定された者に交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	-	-	235,500	439,800	279,000
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	235,500	439,800	6,000
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	273,000
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	15,000	24,600	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	15,000	4,200	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	20,400	-	-	-

	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権	第20回 新株予約権
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	187,500	236,000	245,000	245,000	280,000
付与	-	-	-	-	-
失効	9,000	30,000	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	280,000
未確定残	178,500	206,000	245,000	245,000	-
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	280,000
権利行使	-	-	-	-	30,000
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	250,000

(注) 株式数に換算しております。なお、第7回から第8回の新株予約権につきましては、2013年8月14日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2017年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。また、第9回から第11回の新株予約権につきましては、2017年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格 (円) (注) 1	117	154	561	207	709
行使時平均株価 (円)	312	510	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円) (注) 2	-	-	100	100	100

	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権	第20回 新株予約権
権利行使価格 (円) (注) 1	906	906	906	906	507
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	510
付与日における公正な評価 単価(円) (注) 2	500	100	100	100	250

(注) 1. 第7回及び第8回の新株予約権につきましては、2013年8月14日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2017年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。また、第9回から第11回の新株予約権につきましては、2017年7月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 公正な評価単価は、第9回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第16回新株予約権、第17回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の単価であります。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	10,159千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	4,714千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,605千円	7,769千円
減価償却超過額	24,483	34,334
資産除去債務	3,512	4,011
貸倒引当金	6,059	7,381
投資有価証券評価損	89,060	74,285
投資事業有限責任組合運用損	2,783	3,206
未払事業所税	879	850
繰越欠損金(*)	151,945	157,597
繰延税金資産小計	281,329	289,436
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*)	151,945	157,597
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	121,541	117,707
評価性引当額小計	273,487	275,304
繰延税金資産合計	7,842	14,131
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	11,958	12,476
繰延税金負債合計	11,958	12,476
繰延税金資産の純額(は負債)	4,116	1,655

(*) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	151,945	151,945千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	151,945	151,945
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	157,597	157,597千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	157,597	157,597
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
住民税均等割	0.98	0.75
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.49	0.25
評価性引当額の増減	31.11	0.59
持分法による投資損失	1.79	1.18
海外子会社の適用税率の差異	22.06	6.08
その他	5.84	0.52
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.97	39.99

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、マーケティングDX支援(旧ソーシャルメディアマーケティング支援)を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	マーケティング サービス	CREADITS サービス	合計
外部顧客への売上高	3,657,253	430,193	4,087,447

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	その他の地域	合計
3,638,843	448,603	4,087,447

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	シンガポール	合計
33,899	64,302	98,201

3. 主要な顧客ごとの情報

サービス	金額(千円)	関連するサービス名
オイシックス・ラ・大地株式会社	520,294	マーケティングサービス

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	マーケティング サービス	CREADITS サービス	合計
外部顧客への売上高	3,623,833	568,757	4,192,590

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	その他の地域	合計
3,598,269	594,321	4,192,590

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	シンガポール	その他の地域	合計
28,849	32,774	723	62,348

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は、マーケティングDX支援（旧ソーシャルメディアマーケティング支援）を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	84.73円	123.31円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()	20.08円	12.35円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	12.34円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()(千円)	281,476	173,286
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又 は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 ()(千円)	281,476	173,286
期中平均株式数(株)	14,017,512	14,027,778
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 り当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第7回新株予約権 (普通株式)15,000株 第8回新株予約権 (普通株式)24,600株 第9回新株予約権 (普通株式)235,500株 第10回新株予約権 (普通株式)439,800株 第11回新株予約権 (普通株式)279,000株 第12回新株予約権 (普通株式)300,000株 第13回新株予約権 (普通株式)600,000株 第14回新株予約権 (普通株式)600,000株 第15回新株予約権 (普通株式)600,000株 第16回新株予約権 (普通株式)187,500株 第17回新株予約権 (普通株式)236,000株 第18回新株予約権 (普通株式)245,000株 第19回新株予約権 (普通株式)245,000株 第20回新株予約権 (普通株式)280,000株	第8回新株予約権 (普通株式)20,400株 第11回新株予約権 (普通株式)273,000株 第16回新株予約権 (普通株式)178,500株 第17回新株予約権 (普通株式)206,000株 第18回新株予約権 (普通株式)245,000株 第19回新株予約権 (普通株式)245,000株 第20回新株予約権 (普通株式)250,000株

(重要な後発事象)

1. 投資有価証券売却益の発生

当社は、2021年3月19日付で、保有する非上場有価証券（1銘柄）の一部を売却について決議いたしました。これに伴い、2021年12月期第1四半期連結会計期間において、投資有価証券売却益96,705千円を計上する予定です。

2. コミットメントライン契約の締結

当社は、当社は、2021年3月24日開催の取締役会において、コミットメントライン契約を締結することを決議いたしました。

コミットメントライン設定の目的

当社の持続的成長に向けた資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、財務基盤のより一層の安定を図ることを目的として、コミットメントライン契約を締結する予定です。

コミットメントライン契約の概要

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 契約締結先 | 株式会社三菱UFJ銀行 |
| (2) 借入極度額 | 3億円 |
| (3) 契約締結日 | 2021年3月31日（予定） |
| (4) 契約期間 | 1年間 |
| (5) 契約形態 | 個別相対方式 |
| (6) 担保の有無 | 無担保・無保証 |
| (7) 資金使途 | 運転資金 |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	100,000	0.76	-
1年以内に返済予定の長期借入金	329,580	308,629	0.55	-
1年以内に返済予定のリース債務	64,411	33,392	5.20	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	561,707	342,938	0.43	2022年～2025年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	955,698	784,959	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	160,272	153,646	20,280	8,740

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	974,438	1,871,412	2,922,568	4,192,590
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	12,431	122,497	206,282	305,685
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	9,611	80,230	129,590	173,286
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	0.69	5.72	9.24	12.35

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	0.69	6.41	3.52	3.11

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	596,201	945,418
受取手形	42,008	-
売掛金	526,043	688,708
電子記録債権	27,126	57,309
仕掛品	3,348	1,712
前払費用	43,170	53,808
短期貸付金	1,010,691	-
立替金	37,913	3,502
その他	157,826	40,030
貸倒引当金	9,470	13,723
流動資産合計	2,434,858	1,776,768
固定資産		
有形固定資産		
建物	26,222	22,169
工具、器具及び備品	7,528	6,578
有形固定資産合計	33,751	28,748
無形固定資産		
ソフトウェア	107,193	143,563
その他	14,666	2,904
無形固定資産合計	121,860	146,467
投資その他の資産		
投資有価証券	604,966	557,274
関係会社株式	247,740	194,540
長期貸付金	-	1,072,632
差入保証金	87,949	86,320
破産更生債権等	10,318	10,384
繰延税金資産	-	1,655
その他	-	10
貸倒引当金	10,318	467,812
投資その他の資産合計	940,657	1,455,006
固定資産合計	1,096,268	1,630,222
資産合計	3,531,127	3,406,990

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	149,346	247,688
短期借入金	-	100,000
1年内返済予定の長期借入金	329,580	308,629
未払金	52,932	26,738
未払費用	18,702	20,220
未払法人税等	7,426	122,613
未払消費税等	45,328	94,290
前受金	36,072	31,043
預り金	27,099	23,929
その他	16,946	6,885
流動負債合計	683,437	982,038
固定負債		
長期借入金	561,707	342,938
繰延税金負債	4,116	-
固定負債合計	565,823	342,938
負債合計	1,249,260	1,324,976
純資産の部		
株主資本		
資本金	831,987	840,830
資本剰余金		
資本準備金	803,987	812,830
資本剰余金合計	803,987	812,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	625,476	409,694
利益剰余金合計	625,476	409,694
自己株式	11,915	11,915
株主資本合計	2,249,534	2,051,440
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	27,096	28,269
評価・換算差額等合計	27,096	28,269
新株予約権	5,235	2,304
純資産合計	2,281,867	2,082,013
負債純資産合計	3,531,127	3,406,990

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1 3,501,440	1 3,525,316
売上原価	1 2,045,996	1 1,951,554
売上総利益	1,455,443	1,573,762
販売費及び一般管理費	1, 2 1,281,918	1, 2 1,186,973
営業利益	173,525	386,789
営業外収益		
受取利息	1 6,571	1 10,740
受取配当金	3,376	168
雑収入	-	2,553
その他	1,710	628
営業外収益合計	11,658	14,090
営業外費用		
支払利息	5,928	5,552
株式交付費	61	31
為替差損	25,233	45,461
投資事業組合運用損	3,434	1,382
その他	-	72
営業外費用合計	34,657	52,499
経常利益	150,526	348,380
特別利益		
新株予約権戻入益	323	2,856
投資有価証券売却益	21,629	114,703
特別利益合計	21,953	117,559
特別損失		
投資有価証券評価損	936	47,999
投資有価証券売却損	42,598	-
関係会社株式評価損	3 -	3 54,999
貸倒引当金繰入額	-	457,427
特別損失合計	43,534	560,427
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	128,945	94,486
法人税、住民税及び事業税	36,354	127,584
法人税等調整額	578	6,289
法人税等合計	36,932	121,294
当期純利益又は当期純損失()	92,012	215,781

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体費		1,475,667	72.2	1,432,766	73.5
労務費		110,379	5.4	83,482	4.3
経費		456,681	22.4	433,668	22.2
計		2,042,727	100.0	1,949,917	100.0
期首仕掛品たな卸高		6,617		3,348	
合計		2,049,344		1,953,266	
期末仕掛品たな卸高		3,348		1,712	
当期売上原価		2,045,996		1,951,544	

原価計算の方法

当社の原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
外注費(千円)	253,097	203,487
業務委託費(千円)	99,709	124,653
システム運用管理費(千円)	61,702	63,449
地代家賃(千円)	20,395	19,760

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	831,303	803,303	533,464	11,915	2,156,155
当期変動額					
新株の発行	683	683			1,367
当期純利益又は当期純損失 （ ）			92,012		92,012
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）					
当期変動額合計	683	683	92,012	-	93,379
当期末残高	831,987	803,987	625,476	11,915	2,249,534

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等		
当期首残高	53,733	53,733	5,558	2,107,980
当期変動額				
新株の発行				1,367
当期純利益又は当期純損失 （ ）				92,012
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	80,830	80,830	323	80,506
当期変動額合計	80,830	80,830	323	173,886
当期末残高	27,096	27,096	5,235	2,281,867

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	831,987	803,987	625,476	11,915	2,249,534
当期変動額					
新株の発行	8,843	8,843			17,686
当期純利益又は当期純損失 （ ）			215,781		215,781
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）					
当期変動額合計	8,843	8,843	215,781	-	198,094
当期末残高	840,830	812,830	409,694	11,915	2,051,440

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等		
当期首残高	27,096	27,096	5,235	2,281,867
当期変動額				
新株の発行				17,686
当期純利益又は当期純損失 （ ）				215,781
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	1,172	1,172	2,931	1,758
当期変動額合計	1,172	1,172	2,931	199,853
当期末残高	28,269	28,269	2,304	2,082,013

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価の方法

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建その他有価証券は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性、有価証券の評価等の会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による当事業年度への影響は、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的であると考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響は不確定要素が多いことから、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	1,117,547千円	21,795千円
短期金銭債務	35,552千円	23,273千円
長期金銭債権	-	1,072,632千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	541千円	1,718千円
売上原価、販売費及び一般管理費	182,965千円	193,826千円
営業取引以外の取引高	6,636千円	10,713千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53.5%、当事業年度56.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46.5%、当事業年度43.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
広告宣伝費	28,390千円	6,453千円
給料手当	510,180	541,216
雑給	65,004	37,712
法定福利費	82,474	85,360
役員報酬	87,195	68,235
採用教育費	43,053	14,932
業務委託費	119,846	86,131
地代家賃	96,968	98,833
支払報酬	41,409	46,564
減価償却費	38,402	63,839
貸倒引当金繰入額	13,196	9,609

3 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

関係会社株式評価損は、Creadits Pte. Ltd.の株式に係る評価損であります。

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式60,540千円、関連会社株式132,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式86,940千円、関連会社株式160,800千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,605千円	7,769千円
減価償却超過額	10,252	14,048
資産除去債務	3,512	4,011
貸倒引当金	6,059	147,446
投資有価証券評価損	89,060	91,126
投資事業有限責任組合運用損	2,783	3,206
未払事業所税	879	850
繰延税金資産小計	115,153	268,458
評価性引当額	107,311	254,326
繰延税金資産合計	7,842	14,131
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	11,958	12,476
繰延税金負債合計	11,958	12,476
繰延税金資産の純額(は負債)	4,116	1,655

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。
住民税均等割	1.78	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.88	
評価性引当額の増減	2.11	
税額控除	0.40	
その他	2.13	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.64	

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略していません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	66,883	-	-	4,053	66,883	44,713
	工具、器具及び備品	61,855	2,686	-	3,636	64,542	57,963
	計	128,739	2,686	-	7,689	131,425	102,677
無形固定資産	ソフトウェア	195,594	104,773	-	68,404	300,368	156,805
	その他	14,955	30,317	41,974	104	3,297	393
	計	210,549	135,090	41,974	68,508	303,665	157,198

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア SNS関連サービスに係るソフトウェア 104,773千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	19,788	481,535	19,788	481,535

(注) 貸倒引当金の当期減少額の金額は、貸倒れに伴う目的使用による減少額及び洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をできないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.aainc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) 2020年3月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第15期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) 2020年3月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第16期第1四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日) 2020年5月13日関東財務局長に提出

第16期第2四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月13日関東財務局長に提出

第16期第3四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年2月18日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号

(提出会社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年3月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2020年4月3日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号

(提出会社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年8月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号

(提出会社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

2021年2月10日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号

(提出会社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

2021年3月22日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号

(提出会社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月24日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会 御中

PWC 京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若山 聡満 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 岩瀬 哲朗 印
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アライドアーキテクツ株式会社の2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アライドアーキテクツ株式会社が2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月24日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若山 聡満 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 岩瀬 哲朗 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれておりません。